

ブラジル連邦共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第43のブラジル連邦共和国産のトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成16年9月29農林水産省告示第1774号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための温湯浸漬処理施設は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 果実温度を上げるための装置は、温湯浸漬方式であること。
- (2) 自動温度記録装置が設備されていること。
- (3) 自動温度記録装置は、収容ケースに積み上げられた生果実の中心温度及び温湯の温度を測定できるものであること。
- (4) 生果実の中心温度を所定の温度に保持できる温湯浸漬処理槽を備えていること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。

- ア 生果実をこん包に収納する前に合成樹脂製の包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。
- イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。
- ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

- ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。
- イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。
- ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行わ

れること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設及び告示6のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として、ブラジル連邦共和国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ブラジル連邦共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

- ア 温湯浸漬処理槽において、摂氏47度の温湯により、収容ケースに積み上げられた生果実のうち任意の3個の中心温度が摂氏46度に達した後、引き続き当該温度以上で5分間保持されたことを確認すること。
- イ 収容ケースに積み上げられた生果実が温湯浸漬処理槽内の水面下10cm以下にあったことを確認すること。
- ウ 生果実の中心温度の測定点が正確であったことを確認すること。
- エ 消毒の開始前に温度計の示度が正確であることを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

- ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウの生果実のこん包数の5パーセント以上についてブラジル連邦共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。
- イ アの検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル連邦共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)のアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるのものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

日本向 又は FOR JAPAN

6 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び添付されている植物検疫証明書又はその写しを確認して行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル連邦共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。